

事務連絡
令和3年1月19日

各都道府県私立学校主管部課
各都道府県専修学校主管課 御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
高等教育局私学部私学助成課

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る事業実施計画の提出について

令和2年度第3次補正予算案に計上された標記事業について、先般お知らせしたところですが、交付要綱の改正案及び実施要領案を別添のとおり送付しますので、本事業内容についてご確認ください。

本事業は、コロナ禍の学校において、安全な環境の下で子供たちの学びの充実を図り、保護者の皆さんも安心できるよう、冬季における感染症対策の強化を図るとともに、夏季休業期間の短縮等により研修機会を逸した教職員に対し、資質能力の向上を図るための自己研鑽や能力開発等研修に対しても新たに支援を行うこととしています。その事業趣旨については、別添のとおり文部科学大臣からも発言がなされていますので、そちらも参考としつつ、全ての教職員が積極的に活用できるよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

本事業の実施に当たっては、学校長の判断で迅速かつ柔軟に実施することができるよう、第2次補正予算で措置した「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業（以下、「学校再開支援経費」という。）」と同様に、いわゆる「学校裁量経費」として、学校規模に応じた一定額を補助することとしております。第3次補正予算成立後に正式に交付申請をしていただきますが、本事業の円滑な実施を図るため、その事前準備として、事業計画書の提出をお願いします。

については、所轄の私立高等学校等及び専修学校（高等課程）に周知いただくとともに、別紙1に基づき、事業計画書を取りまとめるうえ、2月2日（火）までに文部科学省までご提出くださいますようよろしくお願いいたします。

なお、本事業費には、交付申請書類の取りまとめなど、都道府県が行う事務に要する経費を補助するため、事務費も計上しておりますことを申し添えます。（別紙2参照）

本件担当

○私立高等学校等について

高等教育局私学部私学助成課助成第四係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2 5 4 7)

○専修学校について

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第二係

T E L : 03-5253-4111 (内線 3 4 6 8)

(別添)

令和2年12月15日 臨時閣議後大臣会見録(抄)

(萩生田大臣発言)

研修等支援事業は、子供たちの学びの遅れを取り戻すべく、夏季休業期間の短縮などによって、研修機会を逸した教職員に対して、その資質向上を図るため、自己研鑽や能力開発などに資する研修などに積極的に参加することが可能となるように支援を行うものです。

ご案内の通り、今年はコロナ禍にあつて、先生方は本当に土曜日の出勤ですとか、あるいは夏休みの短縮ですとか、本来だったら研修などに振り替える日数を授業に充てていただいたという実態が全国でございます。それは、全国一斉休校までしたのですから、それを取り戻すために本当にご苦労いただいたと思いますので、そういったことで失った機会を、この際、財政的な裏付けもしながらしっかり取り戻してもらおうということなので、こちらから、この研修じゃなきゃいけないとかこの研修をしてくださいっていうよりはですね、例えば、自分が必要な書籍を購入するとか、あるいは、大学などの研修会に参加するとか、自分自身でテーマを考えていただいて対応していただきたいなと思っています。ですから、基本的には、任命権者や服務監督権者が計画して実施すべき研修や初任者研修などのいわゆる法定研修を除いて、教職員の自己研鑽や能力開発に資する研修などを対象とすることを考えています。具体的には、勤務場所を離れての研修に限らず、例えば、指導法の開発などに資する教材や関連図書の購入、外部講師を招いてのオンライン指導などに係る校内勉強会などの支援も想定しておりますので、色々組み合わせ、それぞれの自治体・学校で考えていただければよいかなと思っています。みんなと一緒にやろうっていう学校もあるかもしれないし、年数に合わせて違うことを目的にすることもあると思いますので、そこは、柔軟に対応していただきたいなと思います。

学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）
事業計画書の提出について

1. 募集対象事業

- ・感染症対策等の学校教育活動継続支援事業

2. 補助対象学校種

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、
専修学校（高等課程）

3. 提出物

- ・事業計画書（別添1（様式1－5））【学校法人において作成】
 - ・交付申請予定額一覧【都道府県において作成】
 - ・事業計画書（都道府県事務費）（別添2（様式1－5））【都道府県において作成】
- ※申請ある場合のみ

なお、申請を希望する場合は、別添1（様式1－5）を学校単位で作成してください（例えば、同一法人内の中学校と高等学校が同一事業に申請を希望する場合、それぞれ中学校及び高等学校ごとに様式を作成）。

また、学校法人において作成する様式をメールで御提出いただく際は、都道府県において一つの excel ファイル にまとめていただきますようお願いいたします。

4. 提出方法及び期限

電子メール：令和3年2月2日（火）17：00（電子媒体（excel））

5. 提出先

電子メール：sigakujo@mext.go.jp（私立高等学校等）
syosensy@mext.go.jp（専修学校（高等課程））

※学校種ごとに担当が分かりますので宛先に御注意ください。

※都道府県事務費の申請がある場合、私立高等学校等担当へ御提出ください。

6. 注意事項

- ・事業計画書（別添1（様式1－5））における児童数及び生徒数については、令和2年度学校基本調査へ報告した数と一致させてください。

7. 今後の予定

- ・交付申請書提出（3次補正予算成立後速やか）
- ・交付決定（交付申請書提出後速やか）

(別紙2)

学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策等の学校教育活動継続支援事業）
における都道府県事務費の補助上限額について

感染症対策等の学校教育活動継続支援事業における都道府県事務費の補助上限額については、原則以下のとおりとする。ただし、以下の補助上限額を超えて事務費が必要となる都道府県がある場合には、個別の状況を確認の上必要に応じて追加配分を行うことがある。

所轄の私立学校数（学校法人立）	補助上限額
1校～300校	400万円
301校～600校	600万円
601校～900校	800万円
901校以上	1,000万円